

岡山県立図書館雑誌スポンサー募集要領

1 雑誌スポンサー募集の目的

雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、岡山県立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって県民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を図書館に配架します。提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、裏面には広告を表示することができます。なお、雑誌の調達は図書館が行います。

また、図書館へ納入された雑誌は図書館の所有とします。

3 雑誌スポンサー及び広告の対象

(1) 雑誌スポンサーが、「岡山県広告取扱要綱」第4条第2項及び「岡山県広告取扱基準」第3各号に該当する業種又は事業者に係るものは、対象としません。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

(2) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、「岡山県広告取扱要綱」第4条及び「岡山県広告取扱基準」第4各号に該当するものは、対象としません。

4 対象とする雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」より選定していただきます。

5 広告の規格・表示方法

(1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名等の表示とします。

表示の大きさ 縦4 cm、横13 cm以内

貼付位地 最新号カバー底辺より4 cm以上上部の中央

(2) 最新号カバーの裏面に広告チラシを1枚挿入できます。広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとします。なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。

(3) 表示期間は契約期間内の発行雑誌とし、随時、広告の内容を変更することが出来るものとします。ただし、表示の開始は、支払い確認後とします。

(4) 雑誌の配架位置は図書館が決定します。

6 広告の期間

広告の期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中から
の場合は図書館が掲出を決定した月の翌月から3月31日とします。ただし、期間満了
の2ヶ月前までに、図書館又は広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に
更新するものとし、その後も同様とします。

7 申込の受付

申込は、随時受付します。

8 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサー制度の申込があった場合は、広告の内容とともに別に定める審査を実
施します。

9 申込方法

雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、図書館に持参、ファ
クシミリ、又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

10 契 約

雑誌スポンサー制度の広告主に決定した場合は、覚書（第2号様式）により契約を締
結します。

11 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払いは、図書館が指定する納入業者
に直接お支払ください。

- (1) 支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算し
てください。
- (2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。
- (3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に
広告を振り替えるものとします。

附 則

この要領は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

岡山県立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、岡山県立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、岡山県立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって県民の図書館利用サービスの向上を図る。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「広告主」という。）が購入する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーが、「岡山県広告取扱要綱」第4条第2項及び「岡山県広告取扱基準」第3各号に該当する規制業種又は事業者に係るものは、対象としない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、「岡山県広告取扱要綱」第4条及び「岡山県広告取扱基準」第4各号に該当するものは、対象としない。

(広告掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は、原則として図書館が掲出を決定した月の翌月から3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、図書館又は広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(広告主の申込)

第6条 広告主の募集は、岡山県立図書館長（以下「館長」という。）が別に定める。

(雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第7条 広告主は、図書館が選定するとともに、広告ごとに具体的な広告内容を判断し、その上で修正・削除等が必要な場合は、広告主に依頼することができるものとする。

- 2 広告主は、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ図書館と協議するものとする。
- 3 広告主は、正当な理由がない場合は、図書館が指示する広告の内容に修正・削除等に応じなければならない。

(審査会)

第8条 前条の審査を行うため、岡山県立図書館雑誌スポンサー・広報審査会（以下「審査会」という。）を設置することとし、その事務局を総務・メディア課に置く。

- 1 審査会の委員長は館長を、委員は副館長、総括参事、課長、そのほか館長が必要と認める職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副館長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 2 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めた時は、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、委員長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。

(広告掲載の責務)

第10条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

雑誌スポンサー制度申込書

岡山県立図書館雑誌スポンサー制度募集要領の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり以下の事項を誓約します。

- 1 この申込書及び添付書類については、事実と相違ありません。
- 2 岡山県立図書館関係法規を遵守します。
- 3 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に該当しません。
- 4 県税の未納はありません。
- 5 覚書を提出します。

年 月 日

岡山県立図書館長 様

申込者

住 所

商号又は名称

フリガナ

代表者氏名

印

(代表者年月日 年 月 日生)

記

1 申込冊数 _____ 冊

2 広告の掲載を希望する雑誌名

希望順位	雑 誌 名

3 広告掲載希望期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 担当者連絡先等

部 署	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
メールアドレス	
広告主ホームページURL	

5 添付書類

- ・ 広告図案
- ・ 会社概要等（業種等が分かるもの）

（備考）同一の雑誌に複数の応募があった場合は、次の順で選定します。

- ① 提供期間が長い方を優先します。
- ② 提供希望期間が同じ場合は抽選します。
- ③ 御記入いただいた個人情報、岡山県個人情報保護条例に基づき、雑誌スポンサー制度運営のみに使用いたします。

覚 書

岡山県立図書館（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、岡山県立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

記

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から雑誌「 」の提供を受けるものとする。

（広告掲載の方法）

第2条 甲は、乙から提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、乙の広告をカバーに掲載することができる。ただし、広告の内容等については事前に甲に協議するものとする。

（提供の期間）

第3条 乙が甲に対して提供する期間は原則として甲が広告掲出を決定した月の翌月から3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲乙いずれかの書面による本契約による解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

（提供雑誌購入代金の支払方法）

第4条 提供雑誌の代金の支払いは、甲が指定する納入業者に乙が直接支払うものとする。乙は、納入業者から請求を受けたら、指定された期日までに支払うものとする。

2 支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は年度末に精算するものとする。

3 振込手数料は、乙の負担とする。

4 乙が提供する雑誌が休刊した場合は、甲と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

（広告掲載の責務）

第5条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

（協 議）

第6条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

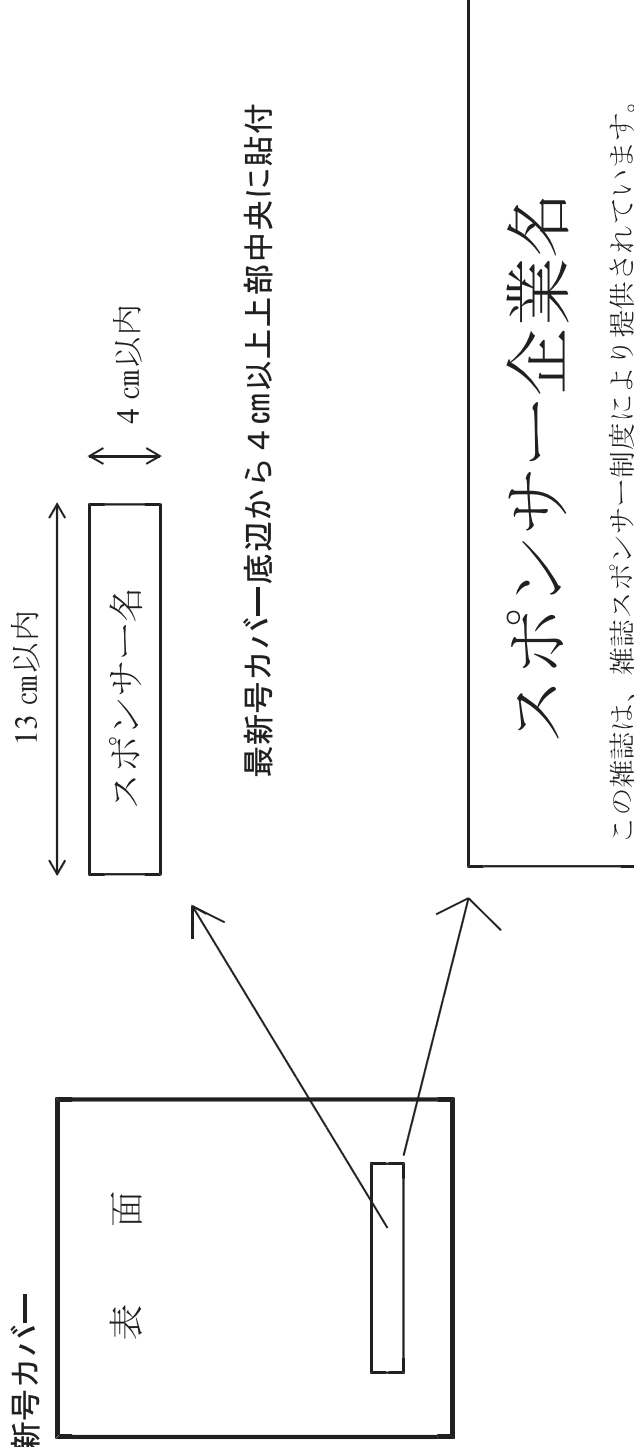
年 月 日

甲 住 所 岡山市北区丸の内2丁目6番30号
所属名 岡山県立図書館
職 名 館 長
氏 名 印

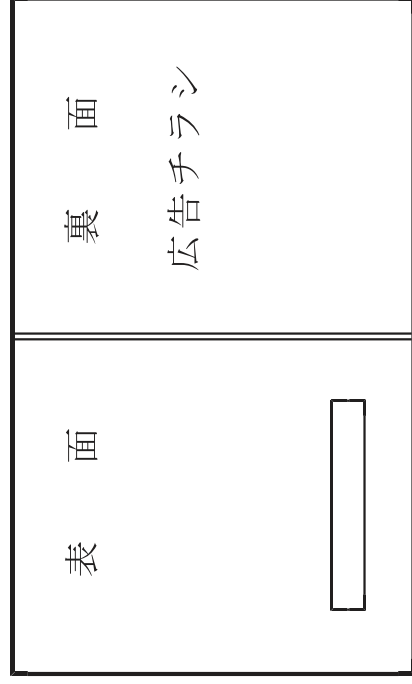
乙 住 所
会社名
職 名
氏 名 印

スポンサー表示 様式見本

1 最新号カバー



2 広告



最新号カバー裏面に広告チラシを掲示することができる。
なお、広告チラシには、広告主の名称、電話番号を必ず明記する。